



熊本県公報

号外 第14号
令和3年(2021年)
3月26日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則の一部を改正する規則	(市町村課) 1
○熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則	(税務課) 1
○熊本県立劇場条例施行規則の一部を改正する規則	(文化企画・世界遺産推進課) 1
○熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則	(情報政策課) 2
○熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(") 3
○熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(健康福祉政策課) 4
○熊本県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	(自然保護課) 5
○熊本県建設業法施行細則及び熊本県解体工事業者の登録に関する規則の一部を改正する規則	(監理課) 6
○熊本県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	(都市計画課) 6
○熊本県会計規則の一部を改正する規則	(会計課) 8
訓 令	
○熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令	(会計課) 9

規 則

熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第2号

熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則の一部を改正する規則
熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則(平成21年熊本県規則第14号)の一部を次のように改正する。
第4条第2項中「第18条第16項」を「第18条第17項」に改め、同条第6項中「第8条第4項」を「第8条第5項」に、「第31条の6第4項」を「第31条の6第5項」に、「第37条第4項」を「第37条第5項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第3号

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県税条例施行規則(昭和30年熊本県規則第4号)の一部を次のように改正する。
第2条の2第1項中「熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「熊本県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に、「第3条第1項」を「第5条第1項」に、「使用して」を「使用する方法により」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県立劇場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県規則第4号

熊本県立劇場条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県立劇場条例施行規則（昭和57年熊本県規則第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「コンサートホール、演劇ホール」を「コンサートホール（コンサートホールの全部を使用する場合に限る。）」、演劇ホール（演劇ホールの全部を使用する場合に限る。）」に改め、同項第3号中「第1号に規定する」を「同表に規定する場所をコンサートホール又は演劇ホールと併せて使用する」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) コン서트ホール（コンサートホールの全部を使用する場合を除く。）及び演劇ホール（演劇ホールの全部を使用する場合を除く。） 使用日の6月前から14日前まで

別記第4号様式中「印」を削る。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県規則第5号

熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年熊本県規則第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
熊本県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則
第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改め、同条に次の2項を加える。

2 知事等に係る手続等を、熊本県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成16年熊本県条例第64号。以下「情報通信技術活用条例」という。）第5条から第8条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特段の定めのある場合を除くほか、この規則に定めることによる。

3 知事等に係る手続等（情報通信技術活用条例第5条から第8条までの規定の適用を受けないものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特段の定めのある場合を除くほか、情報通信技術活用条例及びこの規則の規定の例による。

第2条第1項中「熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年熊本県条例第64号。以下「情報通信技術利用条例」という。）」を「情報通信技術活用条例」に改め、同条第2項第4号及び第5号中「使用して」を「使用方法により」に改める。

第9条中「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改め、同条を第14条とする。
第8条を削る。

第7条中「情報通信技術利用条例第6条第1項」を「情報通信技術活用条例第8条第1項」に、「書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の」を「電磁的記録により」に、「に係る情報」を「を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項」に改め、「ファイル」の次に「に記録する方法」を加え、「に記録する方法による」を「をもって調製する方法により行う」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の2条を加える。

（氏名又は名称を明らかにする措置）
第12条 情報通信技術活用条例第5条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する第4条第5項各号のいずれかに掲げる電子証明書が併せて送信されるものに限る。）並びに識別符号及び暗証符号の入力とすることを定める。
2 情報通信技術活用条例第6条第4項及び第8条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名とする。

（情報通信技術活用条例第9条の規則で定める書面等及び措置）
第13条 情報通信技術活用条例第9条の規則で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条に規定するものほか、知事等が別に定めるものとする。

第6条中「情報通信技術利用条例第5条第1項」を「情報通信技術活用条例第7条第1項」に改め、「書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る」を削り、「書類の」を「書類等により」に、「を縦覧等する方法による」を「により行う」に改め、同条を第10条とする。

く個人番号の利用、特定の個人情報等の提供等に関する条例施行規則（平成27年熊本県規則第48号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「次条第4条、第21条及び第25条において」を「以下」に改める。

第4条の次に次の2条を加える。

（条例別表第1の4の項に規定する規則で定める事務）

第4条の2 条例別表第1の4の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校（同法第66条に規定する後期課程に限る。）及び特別支援学校（私立の学校に限る。以下この条、次条及び第11条の2において「私立高等学校等」という。）を目的とし、私立高等学校等と併せて教育の機会均等に寄与する金銭の交付を受ける資格を有する者に対する申請に對する事務と、その届出に係る事実について審査又はその申請に對する事務とを併せて審査又はその申請に對する事務とする。

(2) 前号の認定を受けた者からその保護者等がその届出に對する事務の届出を受けるに際し、その届出に係る事実について審査又はその申請に對する事務とを併せて審査又はその申請に對する事務とする。

（条例別表第1の5の項に規定する規則で定める事務）

第4条の3 条例別表第1の5の項に規定する特別支援学校の専攻科を除く。以下この条及び第11条の2において「専攻科」という。）を目的とし、私立高等学校等と併せて教育の機会均等に寄与する金銭の交付を受けるに際し、その届出に係る事実について審査又はその申請に對する事務とを併せて審査又はその申請に對する事務とする。

第5条（見出しを含む。）中「別表第1の4の項」を「別表第1の6の項」に改める。

第6条（見出しを含む。）中「別表第1の5の項」を「別表第1の7の項」に改める。

第7条（見出しを含む。）中「別表第1の6の項」を「別表第1の8の項」に改める。

第8条（見出しを含む。）中「別表第1の7の項」を「別表第1の9の項」に改める。

第9条（見出しを含む。）中「別表第1の8の項」を「別表第1の10の項」に改め、同条第2号中「（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等という。第10条において同条第10条（見出しを含む。）中「別表第1の9の項」を「別表第1の11の項」に改める。

第11条（見出しを含む。）中「別表第1の10の項」を「別表第1の12の項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（条例別表第1の13の項に規定する規則で定める事務）

第11条の2 条例別表第1の13の項に規定する規則で定める事務は、学校教育法第11条に規定する高等学校及び中等教育学校（同法第66条に規定する後期課程に限る。）の専攻科（私立高等学校等専攻科並びに国立大学法人の設置する学校の専攻科を除く。以下この条において「公立高等学校等専攻科」という。）を目的とし、私立高等学校等と併せて教育の機会均等に寄与する金銭の交付を受けるに際し、その届出に係る事実について審査又はその申請に對する事務とを併せて審査又はその申請に對する事務とする。

第12条（見出しを含む。）中「別表第1の11の項」を「別表第1の14の項」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第7号

熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則（平成7年熊本県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「。以下「法」という。」を削り、「第2条第17号」を「第2条第19号」に改める。

別記第2号様式その1の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式中(注)第1号を削り、(注)第2号を(注)とする。

別記第2号様式その2の(注)以外の部分中「印」を削り、同様式中(注)第1号を削り、(注)第2号を(注)とする。

別記第5号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考第2号を備考とする。

別記第7号様式及び別記第8号様式中「印」を削る。

附 則
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

熊本県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県規則第8号

熊本県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則
 熊本県自然環境保全条例施行規則（昭和48年熊本県規則第60号）の一部を次のように改正する。

第17条第1号中ヌをネとし、エからニまでをオからヌまでとし、ウの次に次のように加える。

エ 境界標（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第77条第1項第9号に規定する境界標をいう。）を設置すること。

第17条第1号に次のように加える。

ノ 絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等（以下「認定保護増殖事業等」という。）の実施のために工作物を設置すること。

ハ 野生鳥獣による生態系に対する被害を防ぐためにカメラその他の観測機器又は標識、特定外来生物（以下「特定外来生物」という。）の防除のためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これらに類するものを設置すること。

ヒ 78号）第3章に規定する法律（平成16年法律第78号）の防除のためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これらに類するものを設置すること。

フ 熊本県野生動物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）第44条第1項に規定する認定保護管理事業等（以下「認定保護管理事業等」という。）の実施のために工作物を設置すること。

第17条第6号カ中「（平成16年法律第78号）」を削り、同号カを同号クとし、同号オの次に次のように加える。

カ 絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第4条第3項に規定する国内希少野生動物種又は同法第5条第1項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第54条第2項の規定による協議に係るものを含む。）を伐採すること。

キ 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

第17条第6号に次のように加える。

ケ 熊本県野生動物の多様性の保全に関する条例第16条の規定による知事の許可に係る木竹であつて、同条例第2条第3号に規定する希少野生動物に係るもの（同条例第52条第2項の規定による協議に係るものを含む。）を伐採すること。

コ 認定保護管理事業等の実施のために木竹を伐採すること。

第17条第7号中シをソとし、ケからサまでをシからセまでとし、同号ク中「（平成16年熊本県条例第19号）」を削り、「第16条の次に規定による」を、「もの」の次に「（同条例第52条第2項の規定による協議に係るものを含む。）」を加え、同号クを同号コとし、その次に次のように加える。

サ 認定保護管理事業等の実施のために木竹を損傷すること。

第17条第7号キの次に次のように加える。

ク 絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第4条第3項に規定する国内希少野生動物種又は同法第5条第1項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第54条第2項の規定による協議に係るものを含む。）を損傷すること。

ケ 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を損傷すること。

第19条第1号中「第6号イからオまで」を「第6号イからコまで」に改め、同条第3号に次のように加える。

オ 絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る行為（同法第54条第2項の規定による協議に係るものを含む。）

カ 認定保護増殖事業等の実施のための行為

キ 熊本県野生動物の多様性の保全に関する条例第16条の規定による知事の許可に係る行為（同条例第52条第2項の規定による協議に係るものを含む。）

ク 認定保護管理事業等の実施のための行為

第24条第1号ア中「ツ、ナ及びニ」を「同号テ、ニ及びヌ」に改める。

第40条中「及び第30条の2」を「（第30条の2において準用する場合を含む。）」に改める。

別記第1号様式中「印」を削り、「第11（19、23）条第4（3）項」を「第11条第4項（同条例第11条第8項・同条例第12条第4項・同条例第19条第3項・同条例第20条第3項・同条例第23条第3項・同条例第24条第3項において準用する場合を含む。）」に改め、同様式に記入上の注意として次のように加える。

記入上の注意 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

別記第2号様式の記入上の注意以外部分中「印」を削り、同様式記入上の注意中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

別記第3号様式中「氏名 印」を「氏名」に改め、「4 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」を削る。

別記第3号様式の2中「代表者名 印」を「代表者名」に、
「
印 電話番号（ — — ）」を
「
電話番号（ — — ）」に改める。

別記第4号様式中「氏名 印」を「氏名」に、
「
印 電話番号（ — — ）」を
「
電話番号（ — — ）」に改め、「

3 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」を削る。
別記第9号様式中「(表)」を削り、「氏名 印」を「氏名」に、「1 「除却・滅失」については、いずれか該当する方を○で囲んでください。」を「2 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」を「除却・滅失」については、いずれか該当する方を○で囲んでください。」に改める。

別記第12号様式中「氏名 印」を「氏名」に改め、「1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」を削る。

別記第14号様式中「氏名 印」を「氏名」に、
住所 郵便番号（ — ） 電話番号（ — — ） 「住所 郵便
氏名 を 氏名
資格 ----- 資格

便番号（ — ） 電話番号（ — — ） 「4 氏名の
----- に改め、 5 この届
えていた

記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
出書の様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、届出の宛先
だけ、九州各県の届出書様式として利用できます。

を書き換 を削る。

別記第15号様式中「氏名 印」を「氏名」に改め、「8 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」
9 この申請書の様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、
換えていただければ、九州各県の申請書様式として利用できます。

申請の宛先を書き を削る。

別記第16号様式中「申請者 印」を「申請者」に、
「1
2
3

「本人 法人の役員 法定代理人 法定代理人（法人）の役員」は、該当する項目を○

で囲んでください。
 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
 この誓約書の様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、申
 請の宛先を書き換えていただければ、九州各県の誓約書様式として利用できます。
 「本人 法人の役員 法定代理人 法定代理人（法人）の役員」は、該当する項目
 を「」に改める。

別記第17号様式中「氏名 印」を「氏名」に改め、
 「4 氏名の記 5 この略歴 各県の略歴
 載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
 書の様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、九州 を削る。
 書様式として利用できます。
 別記第19号様式中「氏 名 印」を「氏 名」に改
 め、
 「3 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
 4 この届出書の様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式です
 き換えていただければ、九州各県の届出書様式として利用できます。
 ので、届出の宛先を書 を削る。

別記第20号様式中「氏 名 印」を「氏 名」に、
 「1
 2
 3
 「届出の理由」及び「屋外広告業者と届出人との関係」については、それぞれ該当する
 番号を○で囲んでください。
 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
 この届出書の様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、届
 の宛先を書き換えていただければ、九州各県の届出書様式として利用できます。

「届出の理由」及び「屋外広告業者と届出人との関係」については、それぞ
 を 番号を○で囲んでください。
 出
 該当する
 別記第21号様式中「氏 名 印」を「氏 名」に改め、「4
 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」を削る。
 別記第22号様式中「氏 名 印」を「氏 名」に改め、「
 3 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」を削る。
 別記第24号様式中「氏 名 印」を「氏 名」に改める。
 別記第26号様式中「4 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略するこ
 とができます。」を削る。
 附 則
 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、公布の
 日から施行する。

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和3年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第11号

熊本県会計規則の一部を改正する規則
 熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）の一部を次のように改正する。
 第7条第3項第2号中「主幹又は参事の職にある者で課局」を「職員で当該課局」に改
 め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。
 (3) 地方支出機関（知事部局を除く。）の会計に関する事務を担当する職員で当該地
 方支出機関の長が指定したもの
 第11条第4項中「後任者」を「委任出納員」に改める。
 第106条第5項中「所定欄」の次に「署名させ、又は」を加える。
 第133条第1項中「課局又は地方支出機関の長が原本と相違ない旨の証明をした」を
 削る。
 第136条第2項中「記載し、当該職員が」を「記載するとともに、署名し、又は」に
 改め、同条第3項中「記載し、記名押印した」を「記載するとともに、署名し、又は記名
 押印した」に、「記載し、記名押印しなければ」を「記載するとともに、署名し、又は記

名押印しなければ」に改める。

附 則
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

訓 令

熊本県訓令第1号

本 庁 各 部 (公 室 ・ 局) 課 (グ ル ー プ)
各 地 方 出 先 機 関
教 育 委 員 会 事 務 局
人 事 査 察 員 会 事 務 局
監 査 委 員 会 事 務 局
警 務 委 員 会 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局
議 事 会 事 務 局

熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令
熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令（昭和60年熊本県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第2号様式、別記第10号様式及び別記第15号様式中「印」を削る。

別記第21号様式中「氏名」を「氏名」に改める。 印」を「氏名」

別記第29号様式中「氏名」を「氏名」に改める。 印」を「氏名」に改める。

別記第30号様式中「印」を削る。

別記第32号様式中「検印」を「検査」に改める。

別記第33号様式備考に次の1号を加える。

3 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

別記第34号様式中「印」を削る。

別記第35号様式に備考として次のように加える。

備考 受取人が自署する場合は、押印は不要です。

別記第36号様式中「印」を削る。

附 則

1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に存する改正前の熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。